

新	旧																																								
別表2(省略) 別表3(省略) 別表4 排水に係る規制基準 工場等において排出する汚水の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。	別表2(省略) 別表3(省略) 別表4 排水に係る規制基準 工場等において排出する汚水の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。																																								
1 人の健康の保護に係る項目	1 人の健康の保護に係る項目																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)</td> <td><u>0.03</u></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物(単位 mg/l)</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>PCB(単位 mg/l)</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)	<u>0.03</u>	シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)	1	有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)	1	鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)	0.1	六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)	0.5	砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)	0.1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)	0.005	アルキル水銀化合物(単位 mg/l)	検出されないこと	PCB(単位 mg/l)	0.003	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)</td> <td><u>0.1</u></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物(単位 mg/l)</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>PCB(単位 mg/l)</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)	<u>0.1</u>	シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)	1	有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)	1	鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)	0.1	六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)	0.5	砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)	0.1	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)	0.005	アルキル水銀化合物(単位 mg/l)	検出されないこと	PCB(単位 mg/l)	0.003
有害物質の種類	許容限度																																								
カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)	<u>0.03</u>																																								
シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)	1																																								
有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)	1																																								
鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)	0.1																																								
六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)	0.5																																								
砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)	0.1																																								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)	0.005																																								
アルキル水銀化合物(単位 mg/l)	検出されないこと																																								
PCB(単位 mg/l)	0.003																																								
有害物質の種類	許容限度																																								
カドミウム及びその化合物(単位 カドミウムの量に関して mg/l)	<u>0.1</u>																																								
シアン化合物(単位 シアンの量に関して mg/l)	1																																								
有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)(単位 mg/l)	1																																								
鉛及びその化合物(単位 鉛の量に関して mg/l)	0.1																																								
六価クロム化合物(単位 六価クロムの量に関して mg/l)	0.5																																								
砒素及びその化合物(単位 砒素の量に関して mg/l)	0.1																																								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(単位 水銀の量に関して mg/l)	0.005																																								
アルキル水銀化合物(単位 mg/l)	検出されないこと																																								
PCB(単位 mg/l)	0.003																																								

トリクロロエチレン(単位 mg/l)	<u>0.1</u>	トリクロロエチレン(単位 mg/l)	<u>0.3</u>
テトラクロロエチレン(単位 mg/l)	0.1	テトラクロロエチレン(単位 mg/l)	0.1
ジクロロメタン(単位 mg/l)	0.2	ジクロロメタン(単位 mg/l)	0.2
四塩化炭素(単位 mg/l)	0.02	四塩化炭素(単位 mg/l)	0.02
1,2-ジクロロエタン(単位 mg/l)	0.04	1,2-ジクロロエタン(単位 mg/l)	0.04
1,1-ジクロロエチレン(単位 mg/l)	<u>1</u>	1,1-ジクロロエチレン(単位 mg/l)	<u>0.2</u>
シス-1,2-ジクロロエチレン(単位 mg/l)	0.4	シス-1,2-ジクロロエチレン(単位 mg/l)	0.4
1,1,1-トリクロロエタン(単位 mg/l)	3	1,1,1-トリクロロエタン(単位 mg/l)	3
1,1,2-トリクロロエタン(単位 mg/l)	0.06	1,1,2-トリクロロエタン(単位 mg/l)	0.06
1,3-ジクロロプロペン(単位 mg/l)	0.02	1,3-ジクロロプロペン(単位 mg/l)	0.02
チウラム(単位 mg/l)	0.06	チウラム(単位 mg/l)	0.06
シマジン(単位 mg/l)	0.03	シマジン(単位 mg/l)	0.03
チオベンカルブ(単位 mg/l)	0.2	チオベンカルブ(単位 mg/l)	0.2
ベンゼン(単位 mg/l)	0.1	ベンゼン(単位 mg/l)	0.1
セレン及びその化合物(単位 セレンの量に して mg/l)	0.1	セレン及びその化合物(単位 セレンの量に して mg/l)	0.1
ほう素及びその化合物(単位 ほう素の量に して mg/l)	<u>10</u> 230(海域)		
ふっ素及びその化合物(単位 ふっ素の量に して mg/l)	<u>8</u> 15(海域)		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物(単位 mg/l)	100 (アンモニア性窒素 に 0.4 を乗じたも の, 亜硝酸性窒素		

	及び硝酸性窒素の 合計)
1,4-ジオキサン(単位 mg/l)	0.5

2 生活環境の保全に係る項目

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量(単位 mg/l)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(単位 mg/l)	160(日間平均 120)
浮遊物質(単位 mg/l)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)(単位 mg/l)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)(単位 mg/l)	30
フェノール類含有量(単位 mg/l)	5
銅含有量(単位 mg/l)	3
亜鉛含有量(単位 mg/l)	2
溶解性鉄含有量(単位 mg/l)	10
溶解性マンガン含有量(単位 mg/l)	10
クロム含有量(単位 mg/l)	2
(削除)	(削除)
大腸菌群数(単位個/cm <sup>3</sup> )	日間平均 3000

2 生活環境の保全に係る項目

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量(単位 mg/l)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(単位 mg/l)	160(日間平均 120)
浮遊物質(単位 mg/l)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)(単位 mg/l)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)(単位 mg/l)	30
フェノール類含有量(単位 mg/l)	5
銅含有量(単位 mg/l)	3
亜鉛含有量(単位 mg/l)	2
溶解性鉄含有量(単位 mg/l)	10
溶解性マンガン含有量(単位 mg/l)	10
クロム含有量(単位 mg/l)	2
弗素含有量(単位 mg/l)	15
大腸菌群数(単位個/cm <sup>3</sup> )	日間平均 3000

窒素含有量(単位 mg/l)	120(日間平均 60)
リン含有量(単位 mg/l)	16(日間平均 8)
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びてはならない。

ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中 1 浦戸湾水域(2 及び 5 に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(5 に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び 5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。

高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中 1 浦戸湾水域(2 及び 5 に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(5 に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び 5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものについては P51~53 を参照のこと。

3 (省略)

別表 5 (省略)

別表 6 (省略)

窒素含有量(単位 mg/l)	120(日間平均 60)
リン含有量(単位 mg/l)	16(日間平均 8)
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びてはならない。

ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中 1 浦戸湾水域(2 及び 4 に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(4 に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び 4 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。

高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中 1 浦戸湾水域(2 及び 4 に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(4 に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び 4 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものについては P51~53 を参照のこと。

3 (省略)

別表 5 (省略)

別表 6 (省略)